

配信日 令和2年5月22日

### 点検商法のトラブル～不必要ならきっぱり断る～

#### 内容

3日前、突然家に「近所でシロアリ駆除をしたので、この辺りを無料で点検している」と業者が訪ねてきた。無料ならと点検を頼んだところ、床下を点検後、シロアリが食べた跡だという床下の写真を見せられた。業者から「シロアリ駆除をしないと、10年後には住めなくなる。料金は50万円だが、特別に30万円がいい。」と言われ、慌てた私は高額だったが、その場で契約してしまった。翌日、娘にこの話をしたところ、「本当かどうか怪しい。不審だ。」と言う。解約したい。(80代、女性)

#### 消費生活センターからのアドバイス

事例のケースは点検商法といって「無料で点検する」と販売目的を隠して消費者に近づく手口です。屋根や床下などなかなか入れないような場所に入っていき、「大変だ!」などと不安をあおって、契約を誘います。ほかにも、布団の点検や水道水の検査をして「ダニがいっぱい」「こんな水を飲んでいると病気になる」と言って、高い布団や浄水器などを売りつけたりする事例もあります。

「今日契約するなら値引きする」などと契約を急がせようとはしますが、家族や周りの人にも相談し、必要がなければきっぱり断りましょう。他の業者に調べてもらったりして、十分に検討しましょう。

家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に見慣れない封筒や契約書がないかなど日頃から気を配りましょう。

訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフ(無条件契約解除)が可能です。期限を過ぎていても契約解除ができるケースもあります。

**おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各**

**市町相談窓口」にご相談ください。**



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

**全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)**

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

